

別表 利用料金表		通常規模型・大規模Ⅰ・総合事業					
1. 介護報酬告示額							
①(1)通常規模型 通所介護 基本料金(利用1回につき)							
基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	370単位	10.45円	3,866円	387円	774円	1,160円
	要介護2	423単位		4,420円	442円	884円	1,326円
	要介護3	479単位		5,005円	501円	1,001円	1,502円
	要介護4	533単位		5,569円	557円	1,114円	1,671円
	要介護5	588単位		6,144円	615円	1,229円	1,844円
4時間以上5時間未満	要介護1	388単位	10.45円	4,054円	406円	811円	1,217円
	要介護2	444単位		4,639円	464円	928円	1,392円
	要介護3	502単位		5,245円	525円	1,049円	1,574円
	要介護4	560単位		5,852円	586円	1,171円	1,756円
	要介護5	617単位		6,447円	645円	1,290円	1,935円
5時間以上6時間未満	要介護1	570単位	10.45円	5,956円	596円	1,192円	1,787円
	要介護2	673単位		7,032円	704円	1,407円	2,110円
	要介護3	777単位		8,119円	812円	1,624円	2,436円
	要介護4	880単位		9,196円	920円	1,840円	2,759円
	要介護5	984単位		10,282円	1,029円	2,057円	3,085円
6時間以上7時間未満	要介護1	584単位	10.45円	6,102円	611円	1,221円	1,831円
	要介護2	689単位		7,200円	720円	1,440円	2,160円
	要介護3	796単位		8,318円	832円	1,664円	2,496円
	要介護4	901単位		9,415円	942円	1,883円	2,825円
	要介護5	1,008単位		10,533円	1,054円	2,107円	3,160円
7時間以上8時間未満	要介護1	658単位	10.45円	6,876円	688円	1,376円	2,063円
	要介護2	777単位		8,119円	812円	1,624円	2,436円
	要介護3	900単位		9,405円	941円	1,881円	2,822円
	要介護4	1,023単位		10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
	要介護5	1,148単位		11,996円	1,200円	2,400円	3,599円
①(2)大規模型Ⅰ 通所介護 基本料金(利用1回につき)							
基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	358単位	10.45円	3,741円	375円	749円	1,123円
	要介護2	409単位		4,274円	428円	855円	1,283円
	要介護3	462単位		4,827円	483円	966円	1,449円
	要介護4	513単位		5,360円	536円	1,072円	1,608円
	要介護5	568単位		5,935円	594円	1,187円	1,781円
4時間以上5時間未満	要介護1	376単位	10.45円	3,929円	393円	786円	1,179円
	要介護2	430単位		4,493円	450円	899円	1,348円
	要介護3	486単位		5,078円	508円	1,016円	1,524円
	要介護4	541単位		5,653円	566円	1,131円	1,696円
	要介護5	597単位		6,238円	624円	1,248円	1,872円
5時間以上6時間未満	要介護1	544単位	10.45円	5,684円	569円	1,137円	1,706円
	要介護2	643単位		6,719円	672円	1,344円	2,016円
	要介護3	743単位		7,764円	777円	1,553円	2,330円
	要介護4	840単位		8,778円	878円	1,756円	2,634円
	要介護5	940単位		9,823円	983円	1,965円	2,947円
6時間以上7時間未満	要介護1	564単位	10.45円	5,893円	590円	1,179円	1,768円
	要介護2	667単位		6,970円	697円	1,394円	2,091円
	要介護3	770単位		8,046円	805円	1,610円	2,414円
	要介護4	871単位		9,101円	911円	1,821円	2,731円
	要介護5	974単位		10,178円	1,018円	2,036円	3,054円
7時間以上8時間未満	要介護1	629単位	10.45円	6,573円	658円	1,315円	1,972円
	要介護2	744単位		7,774円	778円	1,555円	2,333円
	要介護3	861単位		8,997円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	980単位		10,241円	1,025円	2,049円	3,073円
	要介護5	1,097単位		11,463円	1,147円	2,293円	3,439円

②通所介護 加算及び減算料金								
サービス内容	単位		地域単価	金額	利用負担額			
					1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	40単位	10.45円	418円	42円	84円	126円	
入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき	55単位		574円	58円	115円	173円	
中重度ケア体制加算	1日につき	45単位		470円	47円	94円	141円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき	56単位		585円	59円	117円	176円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき	76単位		794円	80円	159円	239円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	20単位		209円	21円	42円	63円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	100単位		1,045円	105円	209円	314円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200単位		2,090円	209円	418円	627円	
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき	30単位		313円	32円	63円	94円	
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき	60単位		627円	63円	126円	189円	
認知症加算	1日につき	60単位		627円	63円	126円	189円	
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60単位		627円	63円	126円	189円	
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位		418円	42円	84円	126円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	22単位		229円	23円	46円	69円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	18単位		188円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき	6単位		62円	7円	13円	19円	
同一建物減算	1日につき	-94単位		-983円	-98円	-196円	-294円	
送迎減算	片道につき	-47単位		-492円	-49円	-98円	-147円	
業務継続計画未策定減算	1月につき	所定単位数の1/100		所定単位数により変動します				
高齢者虐待防犯措置未実施減算	1月につき	所定単位数の1/100		所定単位数により変動します				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	1月につき	所定単位数の111/1000	所定単位数により変動します					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1月につき	所定単位数の120/1000	所定単位数により変動します					
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	1月につき	所定単位数の109/1000	所定単位数により変動します					
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	1月につき	所定単位数の118/1000	所定単位数により変動します					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位数の99/1000	所定単位数により変動します					
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	所定単位数の83/1000	所定単位数により変動します					
③(1)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 月額包括報酬 基本料金(利用1月につき)								
基本サービス費 区分	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額			
					1割	2割	3割	
介護予防型・入浴あり	週1回	1,798単位	10.45円	18,789円	1,879円	3,758円	5,637円	
	週2回以上	3,621単位		37,839円	3,784円	7,568円	11,352円	
介護予防型・入浴なし	週1回	1,598単位		16,699円	1,670円	3,340円	5,010円	
	週2回以上	3,221単位		33,659円	3,366円	6,732円	10,098円	
③(2)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 1回当たり報酬 基本料金(利用1回につき)								
基本サービス費 区分	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額			
					1割	2割	3割	
介護予防型・入浴あり	週1回	436単位	10.45円	4,556円	456円	912円	1,367円	
	週2回以上	447単位		4,671円	468円	935円	1,402円	
介護予防型・入浴なし	週1回	388単位		4,054円	406円	811円	1,217円	
	週2回以上	398単位		4,159円	416円	832円	1,248円	
③(3)大津市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護相当サービス 基本料金								
基本サービス費 区分	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額			
					1割	2割	3割	
通所型サービスⅠ(週1回・4回目まで)	1回につき	436単位	10.45円	4,556円	456円	912円	1,367円	
通所型サービスⅠ(週1回・5回目以上)	1月につき	1,798単位		18,789円	1,879円	3,758円	5,637円	
通所型サービスⅡ(週2回・8回目まで)	1回につき	447単位		4,671円	468円	935円	1,402円	
通所型サービスⅡ(週2回・9回目以上)	1月につき	3,621単位		37,839円	3,784円	7,568円	11,352円	

④京都市・大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 加算及び減算料金

サービス内容	単位		地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
口腔機能向上加算	1月につき	150単位	10.45円	1,567円	157円	314円	471円
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240単位		2,508円	251円	502円	753円
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位		418円	42円	84円	126円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	88単位～ 176単位		919円～ 1839円	92円～ 184円	184円～ 368円	276円～ 552円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	72単位～ 144単位		752円～ 1504円	76円～ 151円	151円～ 301円	226円～ 452円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	24単位～ 48単位		250円～ 501円	25円～ 51円	50円～ 101円	75円～ 151円
送迎減算	片道につき	-47単位		-492円	-49円	-98円	-147円
同一建物減算1(京都市)	1月につき	-376単位		-3,930円	-393円	-786円	-1,179円
同一建物減算2(京都市)	1月につき	-752単位		-7,859円	-785円	-1,571円	-2,357円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅠ	1月につき	-376単位		-3,930円	-393円	-786円	-1,179円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅡ	1月につき	-752単位		-7,859円	-785円	-1,571円	-2,357円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅢ	1回につき	-94単位		-983円	-98円	-196円	-294円
業務継続計画未策定減算	1月につき	所定単位数 の1/100		所定単位数により変動します			
高齢者虐待防犯防止措置未実施減算	1月につき	所定単位数 の1/100		所定単位数により変動します			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	1月につき	所定単位数 の111/1000		所定単位数により変動します			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1月につき	所定単位数 の120/1000		所定単位数により変動します			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	1月につき	所定単位数 の109/1000		所定単位数により変動します			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	1月につき	所定単位数 の118/1000	所定単位数により変動します				
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位数 の99/1000	所定単位数により変動します				
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	所定単位数 の83/1000	所定単位数により変動します				

⑤通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業(京都市・大津市)の加算及び減算料金の内容説明

○入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く

看護職員、介護職員が入浴に伴う観察を含む介助を行う場合、入浴介助加算(Ⅰ)を算定します。尚、入浴に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行います。また、身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室環境等を踏まえた、個別の入浴計画書を作成した場合、入浴介助加算(Ⅱ)を算定します。 ※入浴加算(Ⅰ)
(Ⅱ)それぞれ1日につき、所定の単位数を加算とします。

○中重度ケア体制加算 ※総合事業は除く

利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、全利用者を対象に**1日につき**所定の単位数を加算します。

○個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロ ※総合事業は除く

利用者の生活機能向上に資するよう、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供した後、3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用の居宅での生活状況(起居動作、ADL、ADL等の状況)を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、1日につき、所定の単位数を加算とします。尚、個別機能訓練加算(1)イに関しては専従で1名以上の配置がある場合、(Ⅰ)ロに関してはイの配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において、それぞれを算定します。

○個別機能訓練加算(Ⅱ) ※総合事業は除く

厚生労働省への情報の提出については、LIFE(科学的介護情報システム)を用いて行うこととする。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行った場合に、**1月につき**所定の単位数を加算します。

○生活機能向上連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く							
<p>●訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。</p> <p>●理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。</p>							
○ADL維持加算(Ⅰ) ※総合事業は除く							
<p>(イ):利用者(当該事業所の評価対象利用期間が6か月を超える者)の総数が10人以上であること。</p> <p>(ロ):利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6か月目(6か月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)。</p> <p>(ハ):利用開始月の翌月から起算して6か月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること。</p>							
○ADL維持加算(Ⅱ) ※総合事業は除く							
<p>・加算(Ⅰ)の(イ)と(ロ)の要件を満たすこと</p> <p>・評価対象利用者のADL利得を平均して得た値(加算(Ⅰ)の(ハ)と同様に算出した値)が2以上であること</p>							
○認知症加算 ※総合事業は除く							
<p>下記①～③の項目に適用され、かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者を対象に、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実践するプログラムを作成した場合に、1日につき所定の単位数を加算します。</p> <p>① 人員基準の職員に加え、介護職員又は看護職員を(暦月)常勤換算方法で2以上確保する場合。</p> <p>② 前年度又は算定月前3月間の利用者総数(利用者実数または利用延人数。要支援は除く)のうち認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が15%以上の場合。</p> <p>③ 通所介護を行う時間帯を通じて、認知症実践指導者研修等の修了者1名以上配置する場合。</p>							
○若年性認知症利用者受入加算							
<p>若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、</p> <table border="1"> <tr> <td>(通所介護)</td> <td>1日につき所定単位数を加算します。</td> </tr> <tr> <td>(総合事業:京都市・大津市)</td> <td>1月につき所定単位数を加算します。</td> </tr> </table>		(通所介護)	1日につき 所定単位数を加算します。	(総合事業:京都市・大津市)	1月につき 所定単位数を加算します。		
(通所介護)	1日につき 所定単位数を加算します。						
(総合事業:京都市・大津市)	1月につき 所定単位数を加算します。						
○科学的介護推進体制加算							
<p>(イ):入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。</p> <p>(ロ):必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(イ)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること</p>							
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります							
<p>事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。</p>							
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります							
<p>事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。</p>							
○サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります							
<p>事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が40%以上50%未満または勤続7年以上の職員が30%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。</p>							
○同一建物減算							
<p>通所介護事業所と同一建物に居住する利用者が、同一建物から通う場合に、</p> <table border="1"> <tr> <td>(通所介護)</td> <td>1日につき所定単位数を減算します。</td> </tr> <tr> <td>(総合事業:京都市)</td> <td>1月につき所定単位数を減算します。</td> </tr> <tr> <td>(総合事業:大津市)</td> <td>1月又は1回につき所定単位数を減算します。</td> </tr> </table>		(通所介護)	1日につき 所定単位数を減算します。	(総合事業:京都市)	1月につき 所定単位数を減算します。	(総合事業:大津市)	1月又は1回につき 所定単位数を減算します。
(通所介護)	1日につき 所定単位数を減算します。						
(総合事業:京都市)	1月につき 所定単位数を減算します。						
(総合事業:大津市)	1月又は1回につき 所定単位数を減算します。						
○送迎減算							
<p>通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、片道につき所定の単位数を減算をします。</p>							
○業務継続計画未策定減算							
<p>感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整理、非常災害に関する具体的計画の策定を行うところ、感染症もしくは災害のいずれか、又はその両方における業務継続計画が策定されていない場合、所定の単位数の1/100に相当する単位数を減算とします。</p>							
○高齢者虐待防防止措置未実施減算							
<p>虐待の発生又はその再発を防止する為の措置を講じるところ、虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会の開催や指針の整備、研修実施の他、担当者の定めること等を講じられていない場合、所定の単位数の1/100に相当する単位数を減算とします。</p>							

<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ ※予防を含む 別途所定単位数の合計に、111/1000(11.1%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 11.1% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>
<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※予防を含む 別途所定単位数の合計に、120/1000(12.0%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 12.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>
<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ ※予防を含む 別途所定単位数の合計に、109/1000(10.9%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 10.9% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>
<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※予防を含む 別途所定単位数の合計に、118/1000(11.8%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 11.8% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>
<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※予防を含む 別途所定単位数の合計に、99/1000(9.9%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 9.9% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>
<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※予防を含む 別途所定単位数の合計に、83/1000(8.3%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 8.3% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>

<p>⑨利用料金の計算方法(共通)</p> <p>* 加算は利用者によって異なります。</p> <p>サービス料金総額＝{基本サービス費の単位＋他該当する各種加算及び減算}×地域単価(10.45円) 利用者負担額はサービス料金総額より介護保険負担割合証(1割・2割・3割)記載額となります。</p> <p>※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割または、全額を支払いいただくことがあります。</p>

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	単位	金額	
食事代	1食につき	700円	
特別な食事会の参加費用	1回につき	220円	※通常の食事代に上乘せる食材実費相当分
おやつ代	1食につき	110円	
おむつ代	1枚につき	110円	※紙おむつ等は、持参を基本としています。
パット代	1枚につき	55円	
レクリエーション参加費	1回につき	実費	

※税込み表示

②その他費用

サービス内容	単位	金額
領収証明書発行費用	1通につき	1,650円

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,650円(税込)を申し受けます。